

# 乗用カート利用約款

志摩シーサイドカンツリークラブ

- 第1条 本約款は、乗用カート（「カート」）の利用方法に関する条件を定めます。
- 第2条 カートの運転者及び同乗者（運転者及び同乗者を総称して「利用者」）は、カート利用に関し、キャディプレー・セルフプレーにかかわらず、本約款を遵守する義務を負います。
- 第3条 利用者は、当社ゴルフ場施設内のカート用通路とカート乗り入れを許可されたフェアウェイだけで、カートを運転してください。
- 第4条 次の各号のいずれかに該当する利用者は運転できません。
- 1) カートの運転技術が未熟で、適切に操作ができない場合
  - 2) 普通自動車運転免許を取得していない方
  - 3) 酩酊等により正常な運転が困難な場合
- 第5条 利用者は、自らの責任において、カートの走行、停止、乗降などを行って下さい。
- 第6条 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守してください。
- 1) 走行開始時
    - ブレーキ、その他装置の正常な作動を確認すること
    - 同乗者の着席を確認した上で発進すること
  - 2) 走行中
    - 速度、一旦停止などの標識に従って走行すること
    - カーブや起伏のある場所などを通行する場合、低速で走行し、必要に応じて、同乗者に声をかけるなど注意を促すこと
  - 3) 停車・駐車時
    - 斜面その他不安定な場所を避けて停車すること
    - 運転者は同乗者の降車を確認のうえ、ブレーキを確実にかけて降車すること
- 第7条 同乗者はカート利用に際し、次の事項を遵守してください。
- 1) ハンドル、アクセルなどに触れないこと
  - 2) 走行中、常にカートのアームレスト・アシストグリップ等につかまること
  - 3) 走行中、カートから身体・衣服・用具等をはみ出さないようにすること
  - 4) カートの定員を守り同乗すること
- 第8条 利用者は、カートに載せたゴルフ用品、携行品などを自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当社は責任を負いかねます。
- 第9条 利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命、身体、財産に危害を及ぼした場合、または、カート、その他の当社施設を毀損、滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。

以上